

発行登録追補目論見書

平成 20 年 8 月

成田国際空港株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第 一 部 【証券情報】	2
第 1 【募集要項】	2
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	2
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第 2 【売出要項】	5
第 3 【その他の記載事項】	5
第 二 部 【公開買付けに関する情報】	6
第 1 【公開買付けの概要】	6
第 2 【統合財務情報】	6
第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	6
第 三 部 【参照情報】	7
第 1 【参照書類】	7
第 2 【参照書類の補完情報】	7
第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】	1 2
第 四 部 【保証会社等の情報】	1 3
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	1 4
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	1 5

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 18-関東165- 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年 8 月 8 日

【会社名】 成田国際空港株式会社

【英訳名】 NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森中 小三郎

【本店の所在の場所】 千葉県成田市古込字古込 1 番地 1

【電話番号】 0476-34-5400

【事務連絡者氏名】 財務部長 濱田 達也

【最寄りの連絡場所】 千葉県成田市古込字古込 1 番地 1

【電話番号】 0476-34-5400

【事務連絡者氏名】 財務部長 濱田 達也

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 9,995百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成18年 9 月21日
効力発生日	平成18年 9 月29日
有効期限	平成20年 9 月28日
発行登録番号	18-関東165
発行予定額（円）	200,000百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
18-関東165- 1	平成19年 2 月 8 日	30,000百万円	—	—
18-関東165- 2	平成20年 2 月 8 日	30,000百万円	—	—
実績合計額（円）		60,000百万円 (59,973百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 140,000百万円
(140,027百万円)

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	成田国際空港株式会社第 5 回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金9,995百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金99.95円
利率（％）	年1.73％
利払日	毎年 2 月20日及び 8 月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成21年 2 月20日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 2 月20日及び 8 月20日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から第 1 回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)10.「元利金の支払」に記載のとおり。
償還期限	平成30年 8 月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成30年 8 月20日にその全額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)10.「元利金の支払」に記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金99.95円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成20年 8 月 8 日（金）
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成20年 8 月20日（水）

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は、一般担保付であり、本社債の社債権者は、成田国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	1. 取得格付 AA(ダブルA) 2. 格付機関 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 平成20年8月8日 本格付の取得に際して付された条件はない。
	1. 取得格付 AA-(ダブルAマイナス) 2. 格付機関 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス 3. 格付取得日 平成20年8月8日 本格付の取得に際して付された条件はない。

（注） 1. 社債等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債（成田国際空港株式会社法附則の規定により当会社が承継し、当会社の社債とみなす新東京国際空港債券を含む。本（注）2. (3)において同じ。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が成田国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

3. 期限の利益喪失の公告

本（注）2. の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）4. (2)又は(3)の定める方法により公告する。

4. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する方法により行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (3) 当会社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当会社の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する方法により行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

5. 発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 本（注） 5. (1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注） 4. (2) 又は(3)の定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

6. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。又、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本（注） 6. (1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 本（注） 6. (1)及び(4)の公告は、本（注） 4. (2)又は(3)の定める方法による。

7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

8. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

9. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	4,400	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受けならびに募集の取扱を行い、応募額が全額に達しない場合にはその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	4,400	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	200	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200	
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	200	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	200	
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	200	
計	—	10,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に126万円を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
9,995	35	9,960

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,960百万円は、設備投資資金と長期債務返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 平成20年6月23日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成20年8月8日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して以下に記載いたします。

なお、当該有価証券報告書及び以下の記載内容には将来に関する事項が記載されておりますが、参照書類に含まれた事項については本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、以下の記載については、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。

「事業等のリスク」

当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があると考えられる主要なリスクには、次のようなものがあります。

なお、必ずしも業務上のリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要と思われる主な事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において当社が判断したものであり、今後の社会経済情勢等の諸条件により変更されることがあります。

(1) 当社の民営化について

①経緯

政府の行政改革方針に基づき、当社の前身である新東京国際空港公団（以下「公団」という。）は、平成14年12月17日に閣議決定された「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」において、完全民営化に向けて、平成16年度に全額政府出資の特殊会社とすることとされました。

この計画の決定を受け、成田国際空港株式会社法案が第156回国会に提出され、平成15年7月11日に成立し、同18日に公布・施行されました。これにより、平成16年4月1日、全額政府出資の特殊会社として成田国際空港株式会社が設立されました。

②成田国際空港株式会社法〔平成15年法律第124号〕について ※（ ）内は、該当条項

ア 制定の目的等

当社の設立について定めるとともに、その目的（第1条）、事業（第5条）に関する事項等について規定しています。

当社は全額政府出資の特殊会社として設立され、成田国際空港株式会社法（以下「成田会社法」という。）により政府による一定の規制を受けておりますが、将来の完全民営化を前提としており、経営の一層の効率化、利用者利便の向上を図るため、事業運営の自由度が高まり、新規事業への進出が容易となりました。

当社が成田国際空港の運営を継続し、整備を進めるためには、これまで公団が行ってきた空港周辺地域における環境対策・共生策の適切かつ確実な実施が必要であることから、これを事業として規定（第5条第1項第4・5号）するとともに、その適切かつ確実な実施を義務づけております（第6条）。

イ 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 会社の目的を達成するために必要な事業の認可（第5条第2項）

成田国際空港の施設の建設・管理や成田国際空港内での店舗運営など、成田会社法に列挙された事業以外の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

b 発行する株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際する株式、社債

若しくは新株予約権の発行、弁済期限が1年を超える資金借入の認可（第9条）

会社法第199条第1項に規定するその発行する株式、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権、若しくは同法第676条に規定する募集社債（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債を除く。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債を除く。）若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が1年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

c 代表取締役等の選定等の決議の認可（第10条）

代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

d 事業計画の認可（第11条）

毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

e 重要な財産の譲渡等の認可（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

f 定款の変更等の認可（第13条）

定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(イ)その他の規制事項

a 国土交通大臣が定める基本計画への適合（第3条）

成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第2条第5項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

b 財務諸表の提出（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

c 国土交通大臣の監督・命令権限等（第15・16条）

国土交通大臣は、成田会社法の定めるところに従い当社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、成田会社法を施行するために必要があると認めるときは、当社に対する報告の指示及び検査をすることができる。

(ウ)政府の財政支援

a 資金の貸付け（第8条）

成田国際空港は日本の社会経済活動を支える国際拠点空港としての公共性を有することから、成田国際空港が空港の機能に関わる基本的な施設の大規模な機能拡充及び大規模な災害を被った場合の復旧事業などに対しては政府が財政支援を行うことも必要となり得るという趣旨から、政府は、予算の範囲内において、当社に対し、空港の基本的な施設（滑走路等）並びに航空保安施設の設置及び管理事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸付けることができる。

b 政府の出資（附則第14条）

上記aと同一の趣旨から、政府は、将来の完全民営化を目指す当社が経営基盤を確立するまでの当分の間、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、当社に出資することができる。

c 債務保証（附則第15条）

政府は、将来の完全民営化を目指す当社が経営基盤を確立するまでの当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、当社が空港機能を確保するために必要な事業に要する経費に充てるために発行する社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

(エ)特例措置

a 一般担保（第7条）

社債権者は、当社の財産について、民法の規定による一般の先取特権に次いで優先弁済を受けることができる。

(オ)権利義務の承継等

a 権利義務の承継（附則第12条第1項）

本規定に基づき、公団は、当社の成立の時（平成16年4月1日）において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において当社が承継している。

b 無利子貸付金（附則第12条第2・3項）

本規定に基づき、公団の解散時（平成16年4月1日）における政府の公団に対する出資金のうち政令で定める金額（1,496億5,300万円：成田会社法施行令附則第3条）は、公団の解散の時において、政府の当社に対する無利子貸付金とされ、当社は、毎会計年度3月31日までに、111億円を政府に償還することと

なっている（残余额が111億円に満たない会計年度は、当該残余额を償還）（成田会社法施行令附則第5条第1項）。

なお、災害その他特別の事情により当該無利子貸付金の償還が著しく困難と認められるときは、政府は、償還期限を延長することができる（成田会社法施行令附則第5条第3項）。また、当社は、その判断により111億円を超えて無利子貸付金を償還することができる（成田会社法施行令附則第5条第2項）。

(2) 事業に係る法律関連事項

成田国際空港は、航空法の定めにより、空港等又は航空保安施設の設置（第38条）・変更（第43条）等を行う際には国土交通大臣の許可、管理規程の制定又は変更（第54条の2）を行う際には認可を受けなければなりません。

当社が、着陸料などの空港使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないこととされ、国土交通大臣は、届け出られた料金が、特定の利用者に対し、不当な差別的取り扱いをするものであるとき又は社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるときには、変更命令を行うことができるとされております（第54条）。

また、当社が航空燃料輸送のために行っている千葉港と成田国際空港間の石油パイプライン事業については、石油パイプライン事業法の定めにより、主務大臣（経済産業大臣・国土交通大臣）の許可を受けなければならない（第5条）とともに、石油輸送に関する料金その他の条件について石油輸送規程を定めるとき又は変更するとき、主務大臣の認可を受けなければならないこととされております（第20条）。

なお、当社は(1)②の成田会社法、上述の航空法などのほかにも「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」などの法律の規制の適用を受けており、また当社グループは、それぞれが展開する各種事業において様々な法令・規則等の規制の適用を受けていることから、これら法的規制が変更された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 2500m平行滑走路の早期完成・供用

平成14年4月18日に供用を開始した暫定平行滑走路は、本来計画である2500mの平行滑走路予定地内の未買収地を避けて建設したため、長さが2180mであり、大型機や長距離便の発着には対応できない状態です。

発着能力の限界に近づきつつある運用状況を踏まえ、当社は、本来計画による平行滑走路の2500m化実現に向けて全力を尽くしておりましたが、本来計画の用地取得見通しがたたないため、平成17年8月4日に国土交通大臣から2180mの暫定平行滑走路を北側へ320m延伸（以下「北伸」という。）することによる2500m平行滑走路の整備指示がありました。

当社は、この指示に沿って、北伸による可能な限り早期の2500m平行滑走路の完成・供用を目指すため、工事に先がけ地域の方々へ北伸案の内容や発着回数、さらには騒音対策等について十分説明させていただき、地域の理解を深めた上で、平成18年7月10日に国土交通大臣へ航空法の手続き（飛行場変更許可申請）を行いました。同許可申請は、同年9月11日に許可され、これに基づき当社は、同年9月15日に平行滑走路2500m化整備工事に着手しました。今後は、逼迫する首都圏の国際航空需要に一刻も早く対応するため、平成21年度内に供用すべく着実に工事を実施します。

2500m平行滑走路の早期完成・供用は、当社にとって必須の課題であり、最大限の努力をしておりますが、供用開始時期によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 航空機発着回数を増加するための地元協議について

成田国際空港の用地問題を話し合いで解決することを目指し、運輸省（現国土交通省）、公団、千葉県、空港反対同盟が参加して「成田空港問題シンポジウム」（平成3年11月から平成5年5月の間で15回）が開催されました。これに続いて、地方公共団体、地元民間代表等が加わり開催された「成田空港問題円卓会議」（平成5年9月から平成6年10月の間で12回）では、参加者全ての合意により、成田国際空港の発着回数は、平行滑走路供用時は年間20万回を限度とし、その後の増加は地元と協議することになりました。

（参考・成田国際空港平成19年度航空機発着回数：19.4万回）

北伸による平行滑走路2500m化や誘導路等の関連施設整備により、平行滑走路の年間発着可能回数は約1.5倍増加して約6.5万回から約10万回となり、A滑走路における年間約13.5万回の発着回数を維持することによって、空港全体としては年間23.5万回の発着が可能となります。

ただし、年間発着回数の増加については、上述の経緯を踏まえ、地元の方々の理解を得ながら増加させ、当面、A滑走路及び平行滑走路を合わせて22万回とします。

なお、将来の成田国際空港の容量拡大の可能性について当社は、平成20年3月25日に、空港周辺の9市町の首長をメンバーとする「成田国際空港都市づくり推進会議」の要請に基づき、当空港が環境面・施設面及び運用面の制約を解消できれば現行の運用時間を変えることなく年間最大で約30万回まで処理できることを説明しております。

当社は、堅調に増加する航空需要に対応するため、地元と協議しつつ今後も発着回数の増加実現に努力いたしますが、増加できない場合は、当社グループの将来の成長性に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 羽田空港国際化の影響

政府の航空政策により、成田国際空港設置の段階から、成田国際空港は国際線基幹空港、羽田空港は国内線基幹空港として運用されてきました。しかし、政府は、首都圏における国際ゲートウェイ機能の強化を図ることを目的として、羽田空港において、平成13年2月16日から深夜早朝時間帯（23:00～06:00）の国際旅客チャーター便運航を開始しました。さらに平成19年6月12日の決定により、特定時間帯として06:00～08:30の到着便と20:30～23:00の出発便も運航可能となりました。

上記時間帯以外の国際旅客チャーター便としましては、平成15年11月30日から羽田空港—金浦空港間において1日最大4便が運航を開始し、さらに、平成17年8月1日からは1日8便に増便しております。また、平成19年4月11日の日中首脳会談での合意に基づき、平成19年9月29日からは羽田空港—上海虹橋空港間で1日4便の運航が開始されました。

政府は、羽田空港に4本目の滑走路（D滑走路）を整備し、年間処理能力を40.7万回とし、国内線需要を満たした上で、残りの余裕枠で国際線を受け入れることとしており、昼間時間帯（06:00～23:00）の国際旅客定期便の年間発着回数は、供用開始時は3万回とするとともに、深夜早朝時間帯（23:00～06:00）については、国際旅客及び国際貨物便が就航するとしております。

その後、平成20年5月20日の経済財政諮問会議において国土交通省は、羽田空港再拡張事業により増加した発着枠について、国内線需要に適切に対応しながら国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間時間帯（06:00～23:00）は羽田空港のアクセス利便性を生かせる近距離アジア・ビジネス路線を中心に国際線の増加を推進し（年間約3万回）、深夜早朝時間帯（23:00～06:00）には、欧米を含む世界の主要都市に就航させ（年間約3万回）首都圏の国際航空機能の24時間化を図る方針を表明しました。

当社グループとしては、羽田空港での国際線運航による成田国際空港国際線運航便数への影響は、首都圏の国際航空需要を背景とすると一定の範囲内で収まると考えております。将来は、成田国際空港と羽田空港の両首都圏空港が一体となって首都圏の国際航空需要に役立てていくものと推察しておりますが、現時点においてその詳細を予想することは困難です。（参考・成田国際空港平成19年度国際線航空機発着回数：18.1万回）

(6) 他の国際空港との競合

成田国際空港の航空旅客のほとんどは「日本」を最終発着地としているため、日本の占める経済的地位が続く限り東アジア諸空港への過剰な需要流失は考えにくいと想定しておりますが、日本の経済的地位に大きな変化があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本国内では関西国際空港及び中部国際空港と、国際旅客及び国際貨物に関して一定の競合関係にあるといえます。各空港の空港利用圏は重複していないため、旺盛な首都圏需要を擁する成田国際空港への影響は限定的と想定しておりますが、日本国内における首都圏の経済的役割に大きな変化があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 成田新高速鉄道について

成田新高速鉄道は、成田国際空港と都心（日暮里）とを最速36分（現行51分）で結ぶ新高速鉄道として、平成22年度の開業が予定されているもので、閣議決定により内閣に設置された「都市再生本部」が平成13年8月に決定した都市再生プロジェクトとして位置付けられております。

本プロジェクトは、成田国際空港のウィークポイントとなっている都心と成田国際空港間のアクセスを大幅に改善し、成田国際空港を利用されるお客様の利便の向上に大きく寄与するものです。

建設主体となる当社グループの成田高速鉄道アクセス㈱は、平成14年4月に設立され、同年7月には、運行主体となる京成電鉄㈱とともに、国土交通省の事業許可《印旛日本医大駅～成田空港高速鉄道線接続点（成田市土屋）間（約11km）の新線建設》を受け、現在、工事を進めているところです。

建設費は、平成15年の国土交通省、千葉県、京成電鉄㈱及び公団との間の取り決めに基づき、補助金（政府及び地方公共団体）、出資金・負担金（公団及び地方公共団体等）、借入金等で賄うこととされております。なお、公団が結んだ同取り決めに基づく当社の成田高速鉄道アクセス㈱に対する負担金の額については、公団時代の平成15年度中に、成田新高速鉄道負担引当金（22,592百万円）として、全て手当てされております。

用地は、平成20年3月末時点で全体の93%を取得し、起工承諾を含めると全体の96%を確保しておりますが、同年4月1日に、成田高速鉄道アクセス㈱は未取得地の一部について土地収用法に基づく収用裁決申請書を千葉県土地収用委員会に提出し、4月4日に受理されました。

当事業は、十分な検討の上で採算性を見込んでおりますが、各種の環境の変化等により事業が計画通りに進展しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 芝山鉄道について

成田国際空港開港前年の昭和52年、芝山町が運輸省（現国土交通省）に成田国際空港の建設に関連して当時の京成電鉄本線を芝山町へ延伸するよう要望書を提出し、第3セクター方式により延伸されることになりました。

事業主体として、当社グループの芝山鉄道㈱が昭和56年に設立され、平成14年10月27日に開業いたしました。成田国際空港の中央にある京成電鉄の東成田駅から空港の地下を通り、空港南側の整備地区に隣接する「芝山千代田駅」までをつなぐ全長2.2kmの単線で、京成電鉄と相互直通運転を行っております。

芝山鉄道㈱は、平成16年度から沿線自治体による補助金の交付を受けており、当事業年度において利益が発生しておりますが、厳しい経営状況が続いております。当社は、当該鉄道について成田国際空港を運営する上での地域共生策として不可欠な事業であると認識しております。

(9) 金利変動の影響

当社は、設備投資額が大きく多額の資金を債券及び借入金を中心に調達しております。（当連結会計年度末における当社グループ長期有利子債務残高：553,999百万円）

よって、今後の金利動向及び格付けの変更により調達金利が変動すると、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 国際紛争、テロ、伝染病の発生、国際経済情勢の急変等による影響

成田国際空港は、平成13年9月に発生した米国同時多発テロ、平成15年3月に開始されたイラク戦争及び同年3月末からアジア地域を中心に世界中に感染が拡大したSARS（重症急性呼吸器症候群）により、国際線航空旅客数や国際線航空機発着回数が大幅に減少いたしました。

今後も、国際紛争、テロ、伝染病の発生、原油価格の急騰といった国際経済情勢の急変等により、国際線航空旅客数や国際線航空機発着回数が減少した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 係争中の訴訟

昭和60年7月19日に成田国際空港の第二期工事及び同工事のための一切の行為の差止め並びに暫定平行滑走路の供用差止めを求める訴訟が、空港建設に反対する空港周辺住民より千葉地裁に提起され、平成17年7月15日に当社全面勝訴の判決が言い渡されましたが、同年7月28日に、同判決を不服として東京高裁に控訴され、その後、平成19年10月4日の判決言い渡しにおいて、一審と同様に当社が全面勝訴いたしました。

控訴人らは、更に平成19年10月18日に最高裁に上告しているところであり、訴訟の動向によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

成田国際空港株式会社本店

（千葉県成田市古込字古込1番地1）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 成田国際空港株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 黒野 匡彦

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

- (1) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称

成田国際空港株式会社第2回社債（一般担保付）

格付 AA-

（格付を付与し、公表している格付機関名 株式会社格付投資情報センター）

- (2) 格付が付与されている社債券の名称

本発行登録書により発行される社債券

格付 AA-

（格付を付与し、公表している格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ）

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社（子会社21社及び関連会社1社）においては、「空港運営事業」「リテール事業」「施設貸付事業」「鉄道事業」の4部門に係る事業を行っております。各事業における当社及び当社の関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

(1) 空港運営事業

成田国際空港を発着する航空会社を主要顧客とした航空機の発着、給油等に係る空港施設の整備・運営事業並びに成田国際空港をご利用になるお客様を主要顧客とした旅客サービス施設の整備・運営事業を行っております。

事業の内容	会社名
空港の管理・運営業	当社
施設保守業	エアポートメンテナンスサービス(株)、(株)成田エアポートテクノ、ネイテック防災(株) (株)NAAエレテック、(株)NAAファシリティーズ
情報処理業	空港情報通信(株)、(株)NAAコミュニケーションズ
給油・給油施設管理業	成田空港給油施設(株)、*日本空港給油(株)
警備・消防・手荷物カートサービス業等	NAAファイアー&セキュリティ(株)、NAA成田空港セコム(株)、(株)成田空港ビジネス

*・・・持分法適用関連会社

(2) リテール事業

成田国際空港をご利用になるお客様を主要顧客とした空港施設内における商業スペースの整備・運営事業並びに免税店、小売・飲食店、取次店の運営事業並びに各種空港関連サービスの提供及び広告代理業を行っております。

事業の内容	会社名
商業スペース運営業	当社
免税売店業	(株)NAAリテイリング、NAA&ANAデューティーフリー(株) (株)NAA&JAL-DFS
小売・飲食・取次店業	(株)グリーンポート・エージェンシー、成田空港サービス(株) 成田空港ロジスティックス(株)
広告代理業	(株)メディアポート成田

(3) 施設貸付事業

成田国際空港を発着する航空会社等を主要顧客とした事務所、貨物施設等の整備・運営事業を行っております。

事業の内容	会社名
施設貸付業	当社
不動産業	臨空開発整備(株)

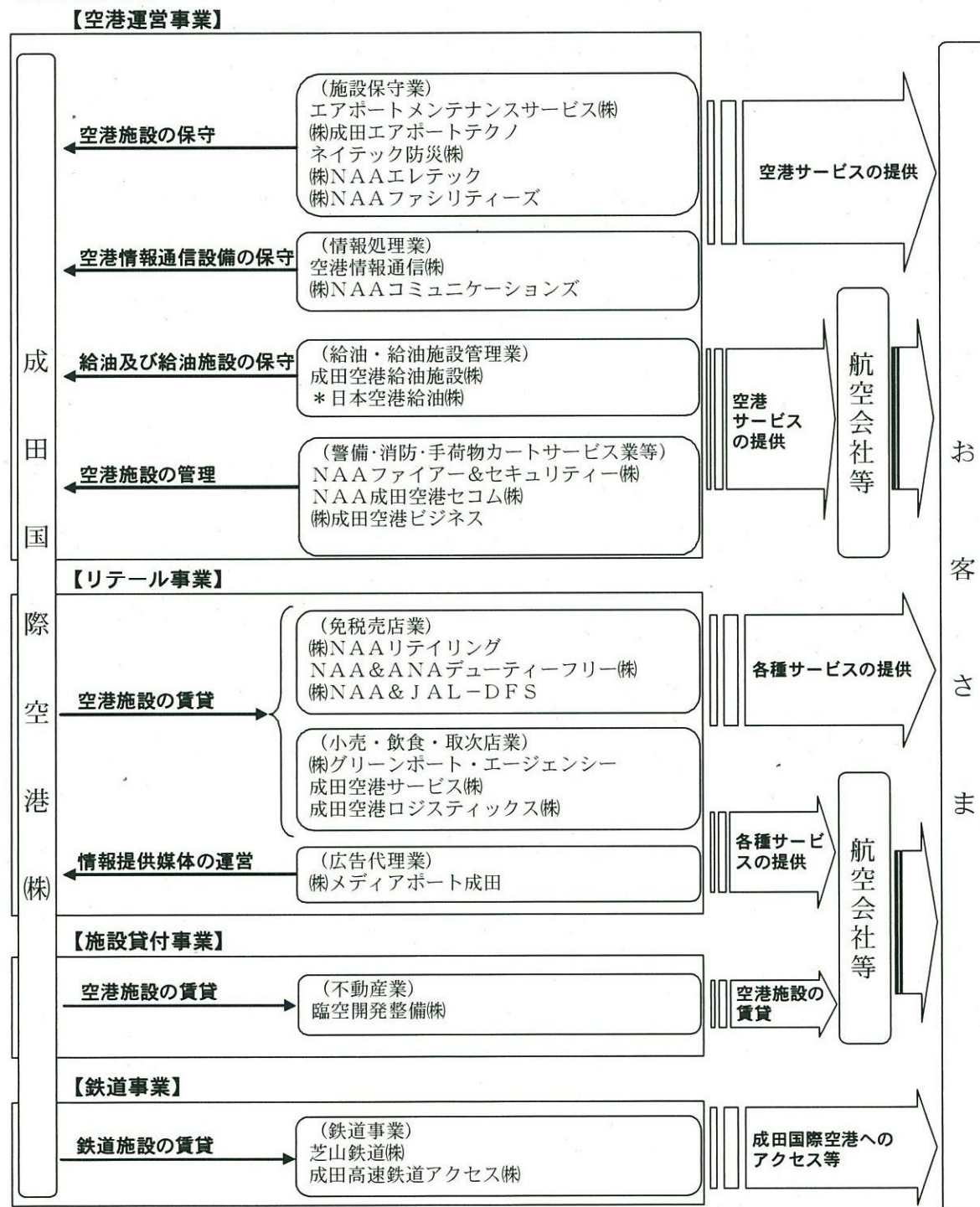
(4) 鉄道事業

成田国際空港周辺地域及び成田国際空港と首都東京を直結する鉄道事業を行っております。

事業の内容	会社名
鉄道事業	芝山鉄道㈱、成田高速鉄道アクセス㈱

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

【事業系統図】



*…持分法適用関連会社

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益（百万円）	171,571	171,247	184,343	199,873
経常利益（百万円）	29,539	32,066	23,826	23,573
当期純利益（百万円）	6,420	14,772	11,749	10,929
純資産額（百万円）	177,548	192,324	208,211	220,157
総資産額（百万円）	968,564	992,670	990,561	992,199
1株当たり純資産額（円）	88,774.01	96,162.28	101,036.25	104,952.53
1株当たり当期純利益（円）	3,210.31	7,386.45	5,874.91	5,464.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	18.3	19.4	20.4	21.2
自己資本利益率（％）	3.6	8.0	6.0	5.3
株価収益率（倍）	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	73,133	58,548	53,098	59,856
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△41,018	△38,208	△67,182	△42,251
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△35,920	△5,840	2,438	△17,984
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	27,367	41,859	30,239	29,883
従業員数	1,878	2,117	2,288	2,283
（外、平均臨時雇用者数）（人）	(621)	(680)	(1,012)	(1,292)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益(百万円)	162,538	159,460	160,118	162,820
経常利益(百万円)	29,044	30,880	21,068	19,079
当期純利益(百万円)	7,234	14,153	10,312	8,576
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額(百万円)	178,361	192,514	200,826	206,309
総資産額(百万円)	960,306	983,041	965,573	948,156
1株当たり純資産額(円)	89,180.77	96,257.28	100,413.43	103,154.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	1,000 (—)	1,547 (—)	1,287 (—)
1株当たり当期純利益(円)	3,617.42	7,076.51	5,156.16	4,288.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—
自己資本比率(%)	18.6	19.6	20.8	21.8
自己資本利益率(%)	4.4	7.6	5.2	4.2
株価収益率(倍)	—	—	—	—
配当性向(%)	—	14.1	30.0	30.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	853 (182)	777 (151)	750 (158)	734 (192)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。